

近畿地方年金記録訂正審議会第1部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月1日（木） 13時30分から14時30分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 大野部会長、北山委員、東山委員、伊月委員
4. 議 題
諮問案件の審議
5. 会議経過
諮問事案の審議（国民年金 1件）
諮問案件について審議を行った。
審議に当たっては、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申請を認めるべきかなどについて、議論が行われた。

近畿地方年金記録訂正審議会第3部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月5日（月） 13時20分から14時20分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 濱部会長、吉井委員、井村委員、吉岡委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第2部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月8日（木） 13時20分から14時20分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 松村部会長、早澤委員、谷山委員、藤原委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 2件）
国民年金事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第6部会（第57回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月13日（火） 13時20分から13時55分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 岸本部長、今中委員、大串委員、鈴木委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第1部会（第64回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月19日（月） 13時30分から15時30分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 大野部会長、北山委員、東山委員、伊月委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 3件）
国民年金事案3件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第3部会（第64回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月19日（月） 13時15分から15時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 濱部会長、吉井委員、井村委員、吉岡委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 2件）
厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第4部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月20日（火） 13時20分から14時20分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 川村部会長、中石委員、山下委員、田中委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 3件）
厚生年金保険事案3件について、部会として1件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの2件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第7部会（第60回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月20日（火） 13時30分から14時15分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 東部会長、今村委員、小牧委員、溝渕委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第2部会（第64回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月22日（木） 13時30分から14時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 松村部会長、早澤委員、谷山委員、藤原委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第6部会（第58回）議事要旨

1. 日 時 平成30年3月23日（金） 13時25分から15時15分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 岸本部長、今中委員、大串委員、鈴木委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 2件）
厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。